

全国計画の計画提案制度について

都道府県・政令市

○提案書

- ・計画提案の内容
- ・計画提案の内容が当該地方公共団体の区域内の施策の効果を一層高めることとなる理由その他計画提案の理由
- 全国提案素案
 - ・計画提案に係る部分

※提案期限：平成19年1月末

計画提案

結果通知

国土交通大臣

○提案内容の全国の見地からの必要性の検討

○提案受入れが必要と判断した場合

- ・提案を踏まえた全国計画素案の作成
- ・国土審議会への提出・審議

○提案受入れが不要と判断した場合

- ・国土審に諮った上で、採用しない旨を理由を付して提案者に通知

計画提案の要件

- ①一地方圏(首都圏)に収まらない広域的な課題であること
- ②県として何らかの取組を実施しているものであること
- ③国土形成計画に記載されることにより、県の施策の効果が高まることが期待できること
 例：県が取り組んでいる先進的な施策を国の計画に位置づけることにより、全国に波及させる
 県の取組だけでは限界がある課題について、国による取組を促す
 県と国との連携・協働により実施している事業について、今後とも推進する

(社会資本整備)

国際空港へのアクセスのための交通基盤の整備を進める。

都市内における交通渋滞を緩和するため、環状道路の整備を推進する。

(環境保全)

国土の自然を将来世代に引き継ぐため、開発事業に際しての環境保全措置の実施、廃棄物対策等による環境負荷の低減について、規制の見直しを含めた積極的な取組等を進める。

素案のイメージ(例)

国土形成計画（全国計画）に対する本県の計画提案について

1 「新たな公」による地域づくりの実現

国や地方公共団体は、住民、NPOをはじめとする多様な民間主体との連携・協働により、「新たな公」による地域づくりを実現していく。

そのために、地域・住民ニーズに即した政策課題の発掘や、政策の立案段階からの連携・協働を推進するとともに、住民、NPO等による自発的な地域の課題解決力が強化されるよう支援を行う。

2 国際ゲートウェイ機能の強化

国際拠点空港について、国際級の規模と機能を有した滑走路等の整備や都市中心部等とのアクセス強化のための交通基盤の整備を推進する。

また、トランジット旅客の迅速な入出国に向けた手続・設備面の環境整備を行う。

3 高速道路ネットワークの整備と利用しやすい料金体系の導入

大都市圏の環状道路をはじめとする高速道路ネットワークの整備を推進するとともに、その有効活用に資する利用しやすい料金体系を導入する。

また、これらに必要な財源を確保する。

4 地域と企業の連携によるコンビナートのリノベーション

我が国の産業競争力の維持・強化、経済と環境との調和に向けて、コンビナートを形成する石油化学、鉄鋼、エネルギー産業等による企業間相互の業種横断的な取組や地域との連携による環境調和型地域づくりを促進する。

5 廃棄物等の適正処理推進システムの構築

行政と産業界の連携により、循環型社会の実現、廃棄物の適正処理の推進に向け、処理費用が確実に負担される制度を構築する。

また、建設系廃棄物、建設汚泥及び建設発生土について、処理費用が確実に負担される制度、発生から処分までの総合的な管理及び有効利用を促進するシステムを構築する。

1 「新たな公」による地域づくりの実現

国や地方公共団体は、住民、NPOをはじめとする多様な民間主体との連携・協働により、「新たな公」による地域づくりを実現していく。

そのために、地域・住民ニーズに即した政策課題の発掘や、政策の立案段階からの連携・協働を推進するとともに、住民、NPO等による自発的な地域の課題解決力が強化されるよう支援を行う。

（提案の背景等）

- ・ 時代の流れは、中央集権型行政システムから地方分権型行政システムへ移行するとともに、社会の成熟化、価値観の多様化、NPO法の施行等による市民の社会参加活動が広がっており、「新たな公」による地域づくりを実現する条件は整いつつある。
- ・ 「新たな公」については、官・行政が担ってきた「公」を多様な主体が担うという限定的なものではなく、広く社会一般の利益に資する社会的活動を行政と民間が連携・協働して担い、地域社会を支えていくという発想の転換が必要である。
「新たな公」は、多様な価値観を持つ多様な主体が、自主的に問題を解決し、地域づくりを実現していく姿の中にあると考える。
- ・ 本県では、各種の計画等を、白紙の段階から県民、NPO等が主導するボトムアップのプロセスを経て、各種の計画の策定や計画実現のための施策の検討や実施を進めてきた。また、NPO立県千葉の実現に向けた取組の中から、住民が施策を提案し、その展開にも住民が積極的に関与するという大きな流れが生まれてきた。
- ・ それらの成果や動きは、地域社会が、潜在的に地域の課題の発掘や解決の能力を有しており、多様な主体が自分達で考え、実践し、地域を変えていくことができることを示している。
- ・ 地域のポテンシャルを活かし、「新たな公」による地域づくりを実現していくためには、多様な民間主体との政策課題の発掘、政策の立案段階からの行政との連携・協働の推進や、地域の課題解決力の強化に向けた、行政によるバックアップが重要である。

(本県の取組等)

- ・ 本県では、多様な主体による多様な価値観からの問題解決という、成熟した市民社会のもとでの県政運営スタイルを「ダイバーシティ・ガバナンス」と呼び、県政の基本スタンスとしている。以下の事例に見るとおり、多様な主体が自分達で考え、実践し、地域を変えていくという流れができており、そのためのバックアップを行っているところである。

(1) 「健康福祉千葉方式」による取組

「当事者を含めた県民と行政が協働し、一体となって施策展開を図ること」及び「対象者を横断的に捉えた施策展開」を特徴とする。

① 各計画策定関係

- ・ 千葉県地域福祉支援計画、千葉県次世代育成支援行動計画等の策定
- ・ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の制定
- ・ 中核地域生活支援センターの設置
- ・ 真っ白い広場(プレーパーク)づくりモデル事業

② プロジェクトブレーメン関係

千葉県地域福祉支援計画等の実現のため、同計画の理念「新しい地域福祉像」の実現に向けて6分野に県民中心の6つの作業部会・研究会を設置し、作成された報告書に基づき次のような事業を実施

- ・ 新たな地域福祉像の実現支援事業
- ・ 地域福祉を支える人材養成事業
- ・ 福祉人材研修受講推進(マイレージ)事業
- ・ 新しい地域社会(ブレーメン型地域社会)の実現に向けたモデル事業
- ・ 小域フォーラムの設置支援事業

(2) NPO立県千葉の実現

NPO立県千葉の実現を目指し、千葉県NPO活動推進指針の策定・実施、千葉県パートナーシップマニュアル・NPO法運用マニュアルの作成

さらに、千葉県NPO活動推進計画を策定・推進するとともに、県民、NPO等が自発的な地域の課題解決に主体的に参画・実践できるよう、次のような事業を実施

- ・ NPOの事業力強化支援事業
- ・ 地域活性化プラットフォーム事業

2 国際ゲートウェイ機能の強化

国際拠点空港について、国際級の規模と機能を有した滑走路等の整備や都市中心部等とのアクセス強化のための交通基盤の整備を推進する。

また、トランジット旅客の迅速な入出国に向けた手続・設備面の環境整備を行う。

(提案の背景等)

- ・ 経済・人的交流のグローバル化、東アジアにおける大規模国際空港の整備が進展しており、わが国の国際競争力の維持・強化が喫緊の課題
- ・ 国内外の交流・連携に係るゲートウェイ機能を担う成田国際空港をはじめとする国際拠点空港の更なる整備や、空港機能発揮のため、都市中心部等とのアクセス強化・向上に向けた交通基盤整備が不可欠
- ・ 外国人トランジット旅客が空港周辺の観光施設等を利用し、日本の魅力を楽しむよう、迅速な入出国に向けた環境整備が必要

(本県の取組等)

- ・ 国、県、成田国際空港株式会社、関係市町と締結した確認書に基づく、騒音対策の実施や周辺地域の振興
- ・ 成田新高速鉄道の平成22年度開業に向け、整備主体である成田高速鉄道アクセス株式会社への出資や補助
- ・ 首都圏中央連絡自動車道や北千葉道路（国施行区間）に係る国直轄事業負担金の負担
- ・ 北千葉道路（県施行区間）や空港周辺の幹線道路網の整備
- ・ 空港周辺自治体で構成する「成田空港周辺地域国際観光連絡協議会」を設置し、海外PR・プロモーション、ボランティアの育成を実施
- ・ 外国人トランジット旅客向けの空港周辺モニターツアーの実施

3 高速道路ネットワークの整備と利用しやすい料金体系の導入

大都市圏の環状道路をはじめとする高速道路ネットワークの整備を推進するとともに、その有効活用に資する利用しやすい料金体系を導入する。
また、これらに必要な財源を確保する。

（提案の背景等）

- ・ 首都圏の環状道路の整備水準は世界の大都市と比べても著しく低く、交通渋滞による多額の経済損失や環境負荷の増大が発生
- ・ 経済社会活動を支える重要な社会基盤である首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路等、高速道路ネットワークのさらなる整備の推進が不可欠
- ・ 高速道路ネットワークの有効活用のため、東京湾アクアライン、環状道路等の利用を促進する料金体系の導入が必要

（本県の取組等）

- ・ 首都圏中央連絡自動車道、**東京外かく環状道路等**に係る国直轄事業負担金の負担
- ・ 県土地開発公社を通じた用地取得への協力
- ・ 東京湾アクアラインの料金引き下げによる湾岸地域の交通混雑の緩和、**環境の改善**に向けた、国等との**連携**による社会実験の実施
- ・ ネットワークを構成する高速道路へのアクセス道路の整備

4 地域と企業の連携によるコンビナートのリノベーション

我が国の産業競争力の維持・強化、経済と環境との調和に向けて、コンビナートを形成する石油化学、鉄鋼、エネルギー産業等による企業間相互の業種横断的な取組や地域との連携による環境調和型地域づくりを促進する。

（提案の背景等）

- ・ 経済のグローバル化、アジア・中東における新鋭大型コンビナートの整備が進展しており、わが国の国際競争力の維持・強化が重要な課題
- ・ 環境の時代における省エネルギーの推進、新エネルギーの活用、地域との共生が求められている
- ・ 1企業、1業種の対応では限界があり、コンビナートを形成する企業間相互の業種横断的な連携や地域との連携が必要

（千葉県の取組等）

- ・ 学識経験者、企業及び自治体で構成する「京葉臨海コンビナート連携協議会」による競争力強化に向けた企業間連携の促進
- ・ 京葉臨海コンビナート地域の国際競争力を強化し、環境と経済が調和する先進モデル地域とするため「エネルギーフロンティアちば推進戦略（仮称）」を策定することとしている
- ・ 平成18年11月、経済産業省、同省資源エネルギー庁、関係企業、学識経験者等で構成する策定委員会を設置し、
 - 省エネルギー・新エネルギーの導入に向けた企業間連携、
 - コンビナート内の原料、副生成物、エネルギー、廃棄物等の相互融通による有効活用や高付加価値化、
 - 施設の共有化、
 - 環境保全による周辺地域との共生のあり方、
 - 等につき検討

5 廃棄物等の適正処理推進システムの構築

行政と産業界の連携により、循環型社会の実現、廃棄物の適正処理の推進に向け、処理費用が確実に負担される制度を構築する。

また、建設系廃棄物、建設汚泥及び建設発生土について、処理費用が確実に負担される制度、発生から処分までの総合的な管理及び有効利用を促進するシステムを構築する。

（提案の背景等）

（１）廃棄物（特定家庭用機器等）の処理費用の確実な負担を図る制度関係

- ・ 国、地方公共団体において、循環型社会の実現、廃棄物の適正処理に向けた様々な取組がなされているが、ごみ排出量は高止まり状態が継続しており、不法投棄も多発
- ・ 資源循環の推進に向けて、各種リサイクル法が制定されているが、
①資源有効利用促進法では、製造業者等が再資源化する義務を負う製品が２品目に限定されていること、②家電リサイクル法では、リサイクル費用は、製品の廃棄時に負担することとなっており、不法投棄の原因となっていること等の問題がある。
- ・ よって、①資源有効利用促進法において、再資源化費用の製品購入時の負担、対象品目の拡大、②家電リサイクル法において、再商品化費用の製品購入時の負担、対象品目の拡大及び不法投棄された廃家電製品の再資源化費用の製造業者負担を図ることが必要

（２）建設系廃棄物等の処理費用の確実な負担を図る制度、総合的な管理及び有効利用促進のためのシステム関係

- ・ 大都市圏をはじめ全国各地で多くの建設工事に伴う大量の産業廃棄物や建設発生土が発生、本県でも、県外からの搬入分も含め、大量の産業廃棄物等の処理・処分がなされ、不法投棄、建設発生土への産業廃棄物の混入等による生活環境・自然環境が悪化
- ・ 適正処理がなされず不法投棄等が増大する原因には、①確実な処理費用の負担を担保する仕組みがないこと、②発生から処分までの情報の管理がされていないこと、③再資源化（有効利用）が十分行われていないこと等がある。

- ・ よって、適正処理を推進するためには、①建設工事の発注段階における処理費用の供託等、確実な処理費用の負担を担保する制度、②建設リサイクル法の解体届出と産業廃棄物管理票(マニフェスト)を一体とする、建設廃棄物等の発生から処分までの流れを総合的に把握するシステム、③建設リサイクル法で義務付けられている再資源化(有効利用)を義務付けるシステムの構築が必要

(千葉県取組等)

(1) 廃棄物(特定家庭用機器等)の処理費用の確実な負担を図る制度関係

- ・ 千葉県廃棄物処理系悪の策定及び推進
- ・ エコタウン事業等の環境事業の活用による資源循環の推進
- ・ バイオマスの総合的な利活用の推進

(2) 建設系廃棄物等の処理費用の確実な負担を図る制度、総合的な管理及び有効利用促進のためのシステム関係

- ・ 「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」による、自社の産業廃棄物の処理に係る不適正な処理の防止、適正処理の促進
- ・ 「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」による、県外で排出された産業廃棄物の千葉県内での処理に係る事業者責任の明確化、不法投棄の防止、計画的な処理の促進
- ・ 「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」による、土砂等の不適正な埋立てによる土壌の汚染及び崩落等の災害の発生の防止
- ・ 県・警察・市町村等との連携による、夜間・休日を含む24時間体制の不法投棄に係る監視指導の実施、捜査体制の強化